

## 令和8年度東京都防犯設備維持管理経費補助金交付要綱実施細目

7 安総都第 927 号  
令和 8 年 3 月 18 日

### 第1 令和8年度東京都防犯設備維持管理経費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。） 第4条関係

- (1) 要綱第4条の事業の実施に当たっては、区市町村は補助対象経費の3分の1（3分の1の金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てることができる。）を負担するものとし、3分の1を超えて補助を行うことを妨げない。
- (2) 「実施され、完了できる」とは、保守点検、修繕又は移設の作業と、地域団体から当該作業を請け負った事業者に対する代金の支払いの両方が実施され、完了することが可能であることをいう。

### 第2 要綱第5条関係

地域団体から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除の全部又は一部の納付があった場合には、速やかに東京都知事に報告しなければならない。なお、東京都知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

### 第3 要綱第6条関係

- (1) 「別途定める申請期間」については、以下のとおりとする。  
令和8年4月1日（水曜日）から令和8年4月24日（金曜日）まで  
ただし、都が認める場合には、上記期間外の提出を受け付ける。
- (2) 補助金交付申請書に添付する「必要な書類」とは、当該区市町村の補助金交付要綱、使途・単価・規模等積算が確認できるものをいう。

### 第4 要綱第12条関係

- (1) 「別途定める対象期間」については、以下のとおりとする。  
ア 令和8年4月1日（水曜日）から令和8年6月30日（火曜日）まで  
イ 令和8年7月1日（水曜日）から令和8年9月30日（水曜日）まで  
ウ 令和8年10月1日（木曜日）から令和8年12月31日（木曜日）まで  
エ 令和9年1月1日（金曜日）から令和9年3月31日（水曜日）まで
- (2) 「当該対象期間内に完了」とは、上記の対象期間内に保守点検、修繕又は移設の作業と、地域団体から当該作業を請け負った事業者に対する代金支払の両方が完了することをいう。
- (3) 「必要な書類等」とは、都の補助を受けて整備した設備であることが確認できるもの、点検報告書・修理完了届等保守点検、修繕や移設の完了が確認できるもの、領収書等使途・単価・規模等及び代金の支払い完了が確認できるものをいう。